

表 各会場の申告・相談受付日程表

申告・相談受付	日時	受付場所
①税務署職員などによる出張相談(※1)	2月4日(火)	五日市出張所2階 (五日市地域交流センター)
	2月5日(水)~7日(金)	中央公民館3階集会室
②税理士無料申告相談(※2)	2月10日(月)、12日(水)・13日(木)	市役所1階 コミュニティホール
③市・都民税申告等の相談・受付(※3)	2月17日(月)~3月16日(月) ※土曜・日曜日、祝日を除く	市役所1階 コミュニティホール
	2月13日(水)・14日(木)・20日(水)・21日(木)・27日(水)・28日(木)・3月5日(水)・6日(木)	五日市出張所1階 西会議室

※1…青梅税務署職員が所得税の確定・還付申告を受け付けます。また、税理士による申告書作成アドバイスも行います(提出のみの方は、直接税務署に提出するか郵送してください)。
 ※2…税理士による所得税の申告書作成アドバイスと申告の受付を行います。
 ※3…市職員による市・都民税申告の相談・受付と簡易な所得税等の確定申告書の作成支援を行います。

確定申告書は早めの提出を 2月17日(月)~3月16日(月)

青梅税務署では、所得税、復興特別所得税などの確定申告書作成会場を開設します。

申告書の作成・受付及び納税期間

▽日時 2月17日(月)~3月16日(月)(土曜・日曜日、祝日を除く)
 ●受付：午前8時30分~午後4時(提出は5時まで)
 ●相談：午前9時~午後5時
 ※還付申告は、2月17日(月)以前も行えます。

▽場所 青梅税務署
 ※2月3日(月)から3月16日(月)まで

▽場所 立川税務署(立川地方)

▽日時 2月24日(月)、3月1日(日)
 ●受付：午前8時30分~午後4時(提出は5時まで)
 ●相談：午前9時~午後5時

では、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障がい者用車庫などを除く)。
 ※JR青梅線河辺駅北口「イオンスタイル河辺」の駐車場か、公共交通機関をご利用ください。

合同庁舎内)
 ※混雑状況で、受付時間を変更することがあります。
申告書の郵便などの受付
 3月16日(月)(消印有効)までに確定申告書と必要書類を同封の上、郵便するか信書便で提出できます。

▽郵送先 青梅税務署(〒198-1853 青梅市東青梅4-13-14)

※収入日付印のある控えが必要の方は、申告書の控えと返信用封筒(宛名を明記し、切手貼付)も一緒に同封してください。

確定申告用紙などの郵送停止のお知らせ

平成30年分の確定申告書を「税理士会による無料申告相談会場」、「市町村の相談会場」などで提出された方は、令和元年分の確定申告書等の用紙は郵送されず、「確定申告のお知らせ」はがき等が郵送されます。なお、確定申告書などの用紙は、青梅税務署や市の窓口で配布します。
 ※数に限りのある書類もありますので、無くなり次第終了となります。

「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました

医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります(医療費の領収書の提出は不要となりますが、税務署から提示・提出を求められる場合があります。5年間の保管が必要です)。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。この医療費

通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。
 ※医療費通知には、自己負担額が記載されていない場合や発行されている期間などが確定申告に使用できない場合があります。詳しくは、健康保険組合などにご確認ください。

マイナンバー(個人番号)の記載

所得税、復興所得税などの申告書には、税務署へ提出の都度マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示が写しの添付が必要となります。なお、e-Taxで送信する方は、本人確認書類の提出は不要です。
 ※「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関することは、マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。☎0120・95・0178(無料)

災害を受けた場合の税務手続等

災害で被害を受けた場合には、所得税などの申告・納税などの手続が変更となります。詳しくは、税務署までお問い合わせください。

簡単・便利に、国税庁ホームページで申告書の作成

パソコンで、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、所得税等の申告書や青色申告決算書等が作成でき、印刷して提出することができます。
 ※e-Tax(国税電子申告・納税システム)の利用で、作成した申告書データを提出することができます。詳しくは、国税庁のホームページ(htt p://www.nta.go.jp)「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

手続きについて、期限の延長や納税の猶予、所得税の軽減措置などがあります。詳しくは、青梅税務署へご相談ください。
消費税率の引き上げ
 令和元年10月に、消費税、地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、税率の引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されました。

市・都民税の申告は市役所へ

▽市・都民税の申告が必要な方は、勤務先から市へ給与支払報告書の提出がない方
 ●その他の所得があり、確定申告をする必要がない方
 ●収入がなく、ご自分の扶養にもなっていない方、他市に住んでいる方の扶養親族になっている方
 ●年金収入が400万円以下で控除(社会保険料、地震・生命保険料、医療費等の控除など)の追加がある方
 ●遺族年金・障害年金などの非課税年金のみの方

申告に必要なもの

①令和元年中の収入・支出を証明するもの「源泉徴収票(原本)・収支明細書など」
 ②はらこ
 ③社会保険料(国民健康保険税・介護保険料など)の支払額がわかる書類
 ④控除証明書類(国民年金などや生命・地震などの各種保険会社の証明書)
 ⑤マイナンバーカードか通知カード(通知カードの場合は、

運転免許証・パスポートなど本人確認ができる書類)
 ⑥前年分の確定申告書等の控え
 ⑦申告者本人の口座番号・支店名が分かるもの
 ※医療費控除を受ける場合は、あらかじめ領収書を集計し、明細書にまとめてからお持ちください。
 ※申告内容により、別途必要となるものがあります。

公的年金等が400万円以下の方について(その他の所得が20万円以下に限る)

原則、申告は不要となりますが、年金の源泉徴収票に記載されていない控除(社会保険料、生命保険料、医療費などの控除、扶養親族の追加等)がある方は、市・都民税の申告により、税額が下がる場合があります。
 ※所得税に還付が発生する場合は、確定申告が必要となります。

市・都民税の申告、簡易な所得税等確定申告書作成支援・申告受付

▽日時・受付場所 表の③のとおり
 ※受付場所や受付時間が異なる場合がありますので、表をご確認ください。
 ※期間中、午前の受付は混雑します。午後の来場をお勧めします。
 ▽その他 次の場合は、青梅税務署で申告してください。
 ●土地・建物、株式などの譲渡所得、住宅借入金特別税額控除の初年度申告、営業・農業などの事業所得(決算書の記入がない方)、消費税、贈与税

台風第19号で一部損壊の被害を受けた住宅の補修工事費用の一部を補助しています

台風第19号の被害で一部損壊(10割未満)判定された住宅の補修工事(完了済みを含む)費用の一部を補助する事業を東京都と市の連携で行っています。
 ▽対象条件
 ●令和元年台風第19号で被害を受け、市が発行する、り災証明書(10割未満)である住宅を自己が所有し、かつ自己が居住していること
 ●日常生活に欠くことのできない部分に係る補修工事を行うものであること
 ●自らの資力のみで補修工事などができないこと
 ●補助金交付申請の際に、次の書類を提出できること
 *資力に関する届出書
 *被災状況が確認できる写真かこれに代わる資料
 *補修工事の見積書の写しか契約書の写し
 *補修工事か所と内容が分かる書類
 *り災証明書の写し
 ●令和2年3月31日までに補修工事の完了報告書の提出ができること

▽補助金額 補修工事経費(消費税を含む)の2分の1か30万円のいずれか低い額
 ▽申請受付 3月6日(金)まで都市計画課で受け付けています。
 ※対象要件などを確認しますので、事前に相談してください。

▽問合せ 都市計画課住宅係
 ●申請手続：都市計画課住宅係
 ●り災証明書の発行など：地域防災課防災係